

(様式5)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	6	担当課	薬務衛生課
法令名	毒物及び劇物取締法施行令	根拠条項	35	許認可等の内容	登録票又は許可証の書換え交付の申請	
<p>○毒物及び劇物取締法施行令</p> <p style="text-align: right;">(昭和三十年九月二十八日) (政令第二百六十一号)</p> <p>(登録票又は許可証の書換え交付)</p> <p>第三十五条 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の記載事項に変更を生じたときは、登録票又は許可証の書換え交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に登録票又は許可証を添え、製造業者又は輸入業者にあつては製造所又は営業所の所在地の都道府県知事（販売業にあつてはその店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条第二項及び第三項並びに第三十六条の二第一項において同じ。）に、特定毒物研究者にあつてはその主たる県有所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。次条第二項及び第三項、第三十六条の二第一項並びに第三十六条の六において同じ。）に対して行わなければならない。</p>						